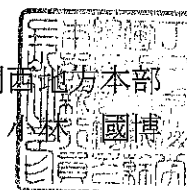


J R 東海 労 幹 関 地 「 発 」 第 4 号  
2 0 2 0 年 1 1 月 2 0 日

新幹線関西サービック  
社長 小寺 忠幸 殿

J R 東 海 労 新 幹 線 関 西 地 方 本 部  
執行委員長



新幹線関西サービック鳥飼事業所においての、労働条件等を下記の通り申し入れますので、早急な労使協議をお願いします。

#### 記

#### 1、労働条件に関する改善要求について

- (1) 翌月の勤務予定日を、毎月10日に迄に発表すること。
- (2) 超過勤務は本人の同意を求めること。
- (3) 昼休憩時間を11時～13時以内と設定し、休憩時間の分割は止めること。
- (4) 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、列車が到着してドアが開いた時点から作業開始時間とすること。
- (5) 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。
- (6) 毎朝行われる副所長等による朝の訓示はやめること。
- (7) 朝の準備体操は勤務時間内とすること。
- (8) 車掃作業連続3本以上の作業は止めること。
- (9) 喫煙場所に設置されている灰皿清掃は利用者等が行うこと。
- (10) 便洗作業に汚損手当を新設すること。

#### 2、設備・環境について

- (1) 仕業庫0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。
- (2) 仕業庫格番線のゴミ袋キャビネットとゴミ収集ラックを隣接させること。
- (3) 放送が聞きにくい為仕業庫西詰所の防音対策をすること。
- (4) 濡れたタオルを干せる場所を設置すること。
- (5) 更衣ロッカーを大型にすること。
- (6) 仕業庫以外の西電留、着発、東電留、交検庫において作業を行っているが、雨天の日には電車までの移動の際に雨に打たれず濡れになる。よって、雨天の移動時における対策を講じること。
- (7) 交検作業者の送迎バスは大型にすること。
- (8) 西門での交検作業者の送迎バス乗降場所は天候により変更される。バスへの乗降は西門バス停に指定すること。
- (9) 熱中症対策で飲料水等を詰所に常備すること。
- (10) 自動販売機商品の値下げを行うこと。
- (11) 駐輪場に空気入れを設置すること。

### 3、障がい者の雇用に関する解明要求について

- (1) 障がい者雇用促進法に沿って障がいを持つ労働者の雇用についての具体的な雇用対策等を明らかにすること。
- (2) 障がい者総合支援法に沿って障がいを持つ労働者の業務の在り方について会社の考え方を明らかにすること。
- (3) 障がいを持つ労働者の職域の定義について明らかにすること。

以上